

久喜宮代衛生組合議会
令和7年第2回定例会
議案参考資料

【 目 次 】

1	令和7年度衛生組合負担金割合の確定等に伴う構成市町負担金 について	1
2	久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 の一部を改正する規則（案）	3
3	久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 の一部改正に伴う新旧対照表（案）	10

令和7年度衛生組合負担金割合の確定等に伴う構成市町負担金について

- ◎ 令和7年度衛生組合負担金の負担基準となる令和5年度処理量の割合が確定（当初予算の積算においては、暫定値を使用）
- ・ 共通経費分（組合全体）の処理量割（確定値）は、久喜市82.44％・宮代町17.56％ ※暫定値も久喜市82.44％・宮代町17.56％
 - ・ 久喜宮代清掃センター分の処理量割（確定値）は、久喜市67.12％・宮代町32.88％ ※暫定値も久喜市67.12％・宮代町32.88％
 - ・ 確定値により負担金を再計算。暫定値と確定値が一致したため、当初予算ベースでの市町の影響額は無し。
- ◎ 事業費の確定等に伴う補正により、負担金総額は当初予算比で132,215千円減額。

1 経費負担基準

区分	負担基準	備考
衛生組合全体に係る 共通経費	均等割 10% 処理量割 90%	久喜市は 全域分
	均等割 10% 処理量割 90%	久喜市は 久喜区域分
菰蒲清掃センターの 管理運営に要する経費	久喜市 100%	
八甫清掃センターの 管理運営に要する経費	久喜市 100%	

※前々年度(令和5年度)の処理量の実績を、当該年度(令和7年度)予算に反映。

2 令和7年度予算に係る処理量割合（暫定値→確定値）

(1) 共通経費分

久喜市 (菰蒲・八甫)		久喜市 (久喜)		宮代町		計
暫定値	→ 確定値	暫定値	→ 確定値	暫定値	→ 確定値	
46.59%	→ 46.59%	35.85%	→ 35.85%	17.56%	→ 17.56%	100.0%

※割合は令和5年度の処理量実績に基づく

(2) 久喜宮代清掃センター分

久喜市 (久喜)		宮代町		計
暫定値	→ 確定値	暫定値	→ 確定値	
67.12%	→ 67.12%	32.88%	→ 32.88%	100.0%

3 処理量割合確定に伴う当初予算ベース負担金の比較増減と補正予算（第1号）における負担金

【単位：千円】

市町	経費区分	当初予算	当初予算(確定値で再計算)		補正予算(第1号)		
		処理量割 暫定値ベース (A)	処理量割 確定値による再計算 (B)	比較増減 確定値対暫定値 (B)－(A)	処理量割 確定値ベース (C)	比較増減	
						対当初予算(暫定値) (C)－(A)	対当初予算(確定値) (C)－(B)
久喜市	共通	122,830	122,830	0	120,741	-2,089	-2,089
	久喜宮代清掃センター	645,667	645,667	0	597,155	-48,512	-48,512
	菖蒲清掃センター	437,151	437,151	0	422,821	-14,330	-14,330
	八甫清掃センター	704,262	704,262	0	663,182	-41,080	-41,080
	久喜市合計	1,909,910	1,909,910	0	1,803,899	-106,011	-106,011
宮代町	共通	32,266	32,266	0	31,718	-548	-548
	久喜宮代清掃センター	369,794	369,794	0	344,138	-25,656	-25,656
	宮代町合計	402,060	402,060	0	375,856	-26,204	-26,204
市町合計		2,311,970	2,311,970	0	2,179,755	-132,215	-132,215

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（案）

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成14年久喜宮代衛生組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「任命権者は、」の次に「条例」を加え、同条第3項中「請求であった場合で、」の次に「条例」を加える。

第13条第2項第2号中「、条例第9条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を削る。

第14条の3第2項第1号中「(次号に掲げる時間を除く。)」の次に「又は給与条例第15条第3項に規定する1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間」を加える。

第22条の2の次に次の2条を加える。

（子の看護等休暇）

第22条の3 条例第15条第2項第10号イの衛生組合規則で定める世話は、養育する対象児童（同号に規定する対象児童をいう。第35条第2項第4号において同じ。）に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

2 条例第15条第2項第10号ウの衛生組合規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の施設又は事業における学校保健安全法第20

条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前号の出席停止に準ずる事由

- 3 条例第15条第2項第10号エの衛生組合規則で定めるものは、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とする。

(短期介護休暇)

第22条の4 条例第15条第2項第11号の衛生組合規則で定める世話は、次に掲げる世話とする。

(1) 介護

(2) 通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の世話

第23条第3号中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

第35条を次のように改める。

(会計年度任用職員の特別休暇)

第35条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、有給の特別休暇を受けることができる。

- (1) 会計年度任用職員(6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(次項第1号に掲げる場合を除く。) 一の年度において、1週間の勤務日が定められている職員にあっては1週間の勤務日の日数の区分に応じ、1週間の勤務日が定められていない職員にあっては1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第4に掲げる日数の範囲内の期間
- (2) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤

務日が121日以上であるものに限る。第7号及び第8号並びに次項第4号及び第5号において同じ。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(第22条の2で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(3) 条例第15条第2項第2号に掲げる場合 出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間

(4) 条例第15条第2項第3号に掲げる場合 妊娠6箇月(1箇月は28日として計算する。以下この号において同じ。)までは4週間に1回、妊娠7箇月から9箇月までは2週間に1回、妊娠10箇月から出産までは1週間に1回、産後1年後まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数)とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認める時間

(5) 条例第15条第2項第4号に掲げる場合 5日(週休日及び条例第10条に規定する祝日法による休日を除く。)の範囲内において必要と認める期間

(6) 条例第15条第2項第5号に掲げる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を越えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

(7) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 3日の範囲内においてその都度必要と認める期間

- (8) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日の範囲内の期間
- (9) 条例第 15 条第 2 項第 13 号に掲げる場合 条例別表に定める期間
- (10) 条例第 15 条第 2 項第 15 号に掲げる場合 その都度必要と認める期間
- (11) 条例第 15 条第 2 項第 16 号に掲げる場合 その都度必要と認める期間
- (12) 条例第 15 条第 2 項第 17 号に掲げる場合 1 週間の範囲内においてその都度必要と認める期間
- (13) 条例第 15 条第 2 項第 18 号に掲げる場合 その都度必要と認める期間
- (14) 条例第 15 条第 2 項第 21 号に掲げる場合 その都度必要と認める期間
- (15) 条例第 15 条第 2 項第 22 号に掲げる場合 その都度必要と認める期間
- (16) 1 月 2 日からその年の 6 月 30 日までの間に任用され、任用の日から 6 箇月間継続勤務することが予定されている会計年度任用職員(その予定されている全勤務日の 8 割以上の出勤が見込まれない者を除く。)のうち、当該任用の日からの継続勤務が 6 箇月を超えることとなる日(以下この号において「特定日」という。)において、

1 週間の勤務日が3日以上とされると見込まれるもの又は週以外の期間によって勤務日が定められているもの(1年間の勤務日が121日以上とされると見込まれる者に限る。)が、当該任用の日からその年の6月30日までの間(当該任用の日が4月2日以後である会計年度任用職員にあっては、当該任用の日から3箇月間)継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 当該任用の日の属する年の7月1日(当該任用の日が4月2日以後である会計年度任用職員にあっては、当該任用の日からの継続勤務が3箇月を超えることとなる日)から同年9月30日(当該任用の日が3月30日以前である会計年度任用職員にあっては、特定日の前日)までの期間において、特定日において1週間の勤務日が3日以上とされると見込まれる会計年度任用職員にあってはその見込まれる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、特定日において週以外の期間によって勤務日が定められると見込まれる会計年度任用職員にあってはその見込まれる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第5の日数欄に掲げる日数

2 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、無給の特別休暇を受けることができる。

(1) 条例第14条第2項第1号に掲げる場合 その療養に必要な期間

(2) 条例第15条第2項第6号に掲げる場合 7日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(3) 条例第15条第2項第7号に掲げる場合 1日2回それぞれ30分間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含

む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を越えない期間)

(4) 対象児童を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において5日(その養育する対象児童が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

ア 対象児童の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。)を行う場合

イ 対象児童の疾病の予防を図るために必要なものとして第22条の3第1項に規定する世話をを行う場合

ウ 学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして第22条の3第2項に規定する事由により対象児童の世話をを行う場合

エ 対象児童の教育又は保育に係る行事のうち第22条の3第3項に規定するものに参加する場合

(5) 要介護者(条例第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)の介護その他の第22条の4に規定する世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(6) 条例第15条第2項第19号に掲げる場合 その都度必要と認める場合

3 第1項第2号、第7号及び第8号並びに前項第4号及び第5号の休暇(以下この条において特定休暇という。)の単位は、1日又は1時間

とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 1 日を単位とする特定休暇は、1 回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

5 前条第 4 項の規定は、1 時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

第 38 条中「第 35 条第 1 項第 2 号」を「第 35 条第 1 項第 3 号」に改める。

別表第 5 を削り、別表第 4 を別表第 5 とし、別表 3 の次に次の一表を加える。

別表第 4（第 23 条関係）

1 週間の勤務 日の日数	5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務 日の日数	217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
日数	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日

備考 この表「5 日以上」には、1 週間の勤務日が 4 日以下で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上を含むものとする。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布から施行する。

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成14年久喜宮代衛生組合規則第4号）の一部改正に伴う新旧対照表（案）

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
第12条 [略] 2 条例第9条第2項又は第3項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、<u>条例第9条第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。</u> 3 任命権者は、<u>条例第9条第2項又は第3項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、<u>条例第9条第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。</u></u> 4・5 [略] 第13条 [略] 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第9条第3項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) [略] (2) 当該請求に係る子が	第12条 [略] 2 条例第9条第2項又は第3項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、<u>第9条第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。</u> 3 任命権者は、<u>条例第9条第2項又は第3項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、<u>第9条第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。</u></u> 4・5 [略] 第13条 [略] 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第9条第3項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) [略] (2) 当該請求に係る子が、<u>条例第9条第2項の規定による請求に</u> あつては3歳に、<u>同条第3項の規定による請求に</u>あつては小学

校就学の始期に達した場合 3・4 [略]	校就学の始期に達した場合 3・4 [略]
(時間外勤務代休時間の指定) 第14条の3 [略]	(時間外勤務代休時間の指定) 第14条の3 [略]
2 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第11条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。 (1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次に掲げる時間を除く。)	2 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第11条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。 (1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次に掲げる時間を除く。) 又は給与条例第15条第3項に規定する1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数 (2)・(3) [略] 3～7 [略]
(1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数 (2)・(3) [略] 3～7 [略] (新設)	(子の看護等休暇) 第22条の3 条例第15条第2項第10号イの衛生組合規則で

定める世話は、養育する対象児童（同号に規定する対象児童をいう。第35条第2項第4号において同じ。）に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

2 条例第15条第2項第10号の衛生組合規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第24条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の施設又は事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前号の出席停止に準ずる事由

3 条例第15条第2項第10号エの衛生組合規則で定めるものは、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とする。

（短期介護休暇）

第22条の4 条例第15条第2項第11号の衛生組合規則で定める世話は、次に掲げる世話とする。

(1) 介護

(2) 通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の世話

(新設)

(ボランティア休暇) 第23条 条例第15条第2項第20号イの衛生組合規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)・(2) [略] (3) 児童福祉法 <u>第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設並びに児童発達支援センター以外の同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する施設</u> (4)～(9) [略]	(ボランティア休暇) 第23条 条例第15条第2項第20号イの衛生組合規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)・(2) [略] (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設並びに児童発達支援センター以外の同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する施設 (4)～(9) [略]
(会計年度任用職員の特別休暇) 第35条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、有給の特別休暇を受けることができる。 (1) 会計年度任用職員(6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に限る。))が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(次項第1号に掲げる場合を除く。)一の年度において、1週間の勤務日が定められている職員にあっては1週間の勤務日の日数の区分に応じ、1週間の勤務日が定められていない職員にあっては1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第4に掲げる日数の範囲内の期間 (2) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第7号及び第	(会計年度任用職員の特別休暇) 第35条 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、有給の特別休暇を受けることができる。 (1) 会計年度任用職員(6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上である者)に限る。第3号及び第4号において同じ。))が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(第22条の2で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間 (2) 条例第15条第2項第2号に掲げる場合 出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間 (3) 条例第15条第2項第4号に掲げる場合 5日(週休日及び条例第10条に規定する祝日法による休日を除く。)の範囲内

8号並びに次項第4号及び第5号において同じ。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(第22条の2で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(3) 条例第15条第2項第2号に掲げる場合 出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間

(4) 条例第15条第2項第3号に掲げる場合 妊娠6箇月(1箇月は28日として計算する。以下この号において同じ。)までは4週間に1回、妊娠7箇月から9箇月までは2週間に1回、妊娠10箇月から出産までは1週間に1回、産後1年後まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数)とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認める時間

(5) 条例第15条第2項第4号に掲げる場合 5日(週休日及び条例第10条に規定する祝日法による休日を除く。)の範囲内において必要と認める期間

(6) 条例第15条第2項第5号に掲げる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を越えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

(7) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 3日の範囲内においてその都度必要と認める期間

において必要と認める期間

(4) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 3日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(5) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(6) 条例第15条第2項第13号に掲げる場合 条例別表に定める期間

(7) 条例第15条第2項第15号に掲げる場合 その都度必要と認める期間

(8) 条例第15条第2項第16号に掲げる場合 その都度必要と認める期間

(9) 条例第15条第2項第17号に掲げる場合 1週間の範囲内においてその都度必要と認める期間

(10) 条例第15条第2項第18号に掲げる場合 その都度必要と認める期間

(11) 条例第15条第2項第21号に掲げる場合 その都度必要と認める期間

(12) 条例第15条第2項第22号に掲げる場合 その都度必要

- (8) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (9) 条例第15条第2項第13号に掲げる場合 条例別表に定める期間
- (10) 条例第15条第2項第15号に掲げる場合 その都度必要と認める期間
- (11) 条例第15条第2項第16号に掲げる場合 その都度必要と認める期間
- (12) 条例第15条第2項第17号に掲げる場合 1週間の範囲内においてその都度必要と認める期間
- (13) 条例第15条第2項第18号に掲げる場合 その都度必要と認める期間
- (14) 条例第15条第2項第21号に掲げる場合 その都度必要と認める期間
- (15) 条例第15条第2項第22号に掲げる場合 その都度必要と認める期間
- (16) 1月2日からその年の6月30日までの間に任用され、任用の日から6箇月間継続勤務することが予定されている会計年度任用職員(その予定されている全勤務日の8割以上の出勤が見込まれない者を除く。)のうち、当該任用の日からの継続勤

と認める期間

- (13) 1月2日からその年の6月30日までの間に任用され、任用の日から6箇月間継続勤務することが予定されている会計年度任用職員(その予定されている全勤務日の8割以上の出勤が見込まれない者を除く。)のうち、当該任用の日からの継続勤務が6箇月を超えることになる日(以下この号において「特定日」という。)において、1週間の勤務日が3日以上とされ、と見込まれる者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者(1年間の勤務日が121日以上とされ、と見込まれる者に限る。)が、当該任用の日からその年の6月30日までの間(当該任用の日が4月2日以後である会計年度任用職員にあつては、当該任用の日から3箇月間)継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 当該任用の日の属する年の7月1日(当該任用の日が4月2日以後である会計年度任用職員にあつては、当該任用の日からの継続勤務が3箇月を超えることとなる日)から同年9月30日(当該任用の日が3月30日以前である会計年度任用職員にあつては、特定日の前日)までの期間において、特定日において1週間の勤務日が3日以上とされ、と見込まれる会計年度任用職員にあつてはその見込まれる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、特定日において週以外の期間によって勤務日が定められると見込まれる会計年度任用職員にあつてはその見込まれる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第4の日数欄に掲げる日数
- 2 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、無給の特別休暇を受けることができる。

務が6箇月を超えることとなる日(以下この号において「特定日」という。)において、1週間の勤務日が3日以上とされ、見込まれるもの又は週以外の期間によって勤務日が定められているもの(1年間の勤務日が121日以上とされると見込まれる者に限る。)が、当該任用の日からその年の6月30日までの間(当該任用の日が4月2日以後である会計年度任用職員にあっては、当該任用の日から3箇月間)継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 当該任用の日の属する年の7月1日(当該任用の日が4月2日以後である会計年度任用職員にあっては、当該任用の日からの継続勤務が3箇月を超えることとなる日)から同年9月30日(当該任用の日が3月30日以前である会計年度任用職員にあっては、特定日の前日)までの期間において、特定日において1週間の勤務日が3日以上とされ、見込まれる会計年度任用職員にあっては、その見込まれる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、特定日において週以外の期間によって勤務日が定められると見込まれる会計年度任用職員にあっては、その見込まれる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第5の日数欄に掲げる日数

2 会計年度任用職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、無給の特別休暇を受けることができる。

(1) 条例第14条第2項第1号に掲げる場合 その療養に必要な期間

(2) 条例第15条第2項第6号に掲げる場合 7日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(3) 条例第15条第2項第7号に掲げる場合 1日2回それぞれ

(1) 条例第14条第2項第1号に掲げる場合 その療養に必要な期間

(2) 会計年度任用職員(6箇月以上の任期が定められている者又は6箇月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。))に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前号に掲げる場合を除く。)一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ)において別表第5の日数欄に掲げる期間

(3) 条例第15条第2項第3号の場合 妊娠6箇月(1箇月は28日として計算する。以下この号において同じ。)までは4週間に1回、妊娠7箇月から9箇月までは2週間に1回、妊娠10箇月から出産までは1週間に1回、産後1年後まではその間に1回(医師等の特別な指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数)とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認める時間

(4) 条例第15条第2項第5号の場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにあって、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

(5) 条例第15条第2項第6号の場合 7日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(6) 条例第15条第2項第7号の場合 1日2回それぞれ30分間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員がこの号の休

れ30分間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を越えない期間)

(4) 対象児童を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において5日(その養育する対象児童が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

ア 対象児童の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことを行う。))を行う場合

イ 対象児童の疾病の予防を図るために必要なものとして第22条の3第1項に規定する世話を行う場合

ウ 学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他のことに準ずるものとして第22条の3第2項に規定する事由により対象児童の世話を行う場合

エ 対象児童の教育又は保育に係る行事のうち第22条の3第3項に規定するものに参加する場合

(5) 要介護者(条例第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。))の介護その他の別に定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を越えない期間)

(7) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。))を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、かつ、1年間の勤務日が121日以上である者であって、6箇月以上継続勤務している者に限る。))が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定めるその子の世話を行うことを行う。))のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(その養育する小学校就学前の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(8) 要介護者(条例第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。))の介護その他の別に定める世話を行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、かつ、1年間の勤務日が121日以上である者であって、6箇月以上継続勤務している者)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(9) 条例第15条第2項第12号の場合 3日の範囲内において

(6) 条例第15条第2項第19号に掲げる場合 その都度必要と認める場合	てその都度必要と認める期間 (10) 条例第15条第2項第19号の場合 その都度必要と認める期間
3 第1項第2号、第7号及び第8号並びに前項第4号及び第5号の休暇(以下この条において特定休暇という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。 5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇の日に換算する場合について準用する。 (会計年度任用職員の休暇の承認等) 第38条 会計年度任用職員の特別休暇(第35条第1項第3号を除く。)の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。	3 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項第7号及び第8号の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。 5 前条第4項の規定は、1時間を単位した特定休暇の日に換算する場合において準用する。 (会計年度任用職員の休暇の承認等) 第38条 会計年度任用職員の特別休暇(第35条第1項第2号を除く。)の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。
別表 [略]	別表 [略]